

社会福祉法人こころ 行動計画

社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 10月 1日～令和8年 9月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員および育児休業から復帰した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 10月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和7年 10月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内掲示等による社員への周知

目標2：令和8年 9月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和5年 10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 10月～ 制度の試験導入、社内掲示 などによる社員への周知
- 令和7年 4月～ 制度を正式に導入、就業規則へ明記、社員へ周知